

令和 8 年第 9 回沖縄県教育委員会（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和 8 年 6 月 11 日 午後 3 時開会

午後 3 時 38 分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満	委 員 大城 進	委 員 宮城 光秀
委 員 辻上 弘子	委 員 小濱 守安	委 員 上里 佐代

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教 育 管 理 統 括 監	池原 勝利	参	事	平田 直樹
参	事	城間 優	総 務 課 長	大城 司
施 設 課 長	当真 四克	働 き 方 改 革 推 進 課 長		安座間 俊一
義 務 教 育 課 長	新城 高広	義務教育課学力向上推進室長		柴田 義之
保 健 体 育 課 長	遠越 学			

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和 8 年第 8 回議事録の承認

全会一致で、令和 8 年第 8 回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が宮城委員を議事録署名人に指名した。

(5) 教育長職務代理者の指名

沖縄県教育委員会会議規則第 2 条の規定により、半嶺教育長が、大城委員に替えて宮城委員を教育長職務代理者に指名し、宮城委員はこれを受諾した。

宮城委員は、教育長職務代理者の事務を行う際には、沖縄県教育委員会会議規則及び沖縄県教育委員会会議傍聴人規則の規定による教育長の権限に属する事務を除く事務について、教育管理

統括監に専決権限を付与することを宣言した。

(6) 報告事項

報告事項 1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和 8 年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号）」に対する意見）

【説明（総務課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和 8 年度沖縄県一般会計補正予算（第 1 号）」に対する意見）について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○大城委員 部活動の地域展開等を推進する市町村を支援するための補正について、2 点伺います。1 点目は今回の補正予算の具体的内容について、2 点目は、今年度どのような取組を重点的に進めていく考えか、その要点についてです。

○保健体育課長 部活動の地域展開等推進事業は、今年度、国の補助金としていくつか項目があります。指導者の謝金や人件費等に係る休日地域クラブ活動費等の支援、コーディネーターの配置研修等に係る地方公共団体推進体制整備、様々な課題等への対応を検証する平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応。さらに今年度は、同予算の中に部活動指導員の配置支援も含まれております。当初予算で約 1 億 1,000 万円を計上しておりましたが、今回、中城村、北谷町、宜野湾市、八重瀬町、さらには部活動指導員の方で 5 つの市町村から、追加の申請があったところであります。国の方からも追加の募集がありましたので、その事業を活用するという形で、補正を組ませていただいているところであります。次に今年度の取組の要点ということでありましたが、この地域展開につきましては令和 7 年の 12 月に国が総合的なガイドラインを公表しました。その中で令和 8 年度から 13 年度までを改革の実行期間と位置付けており、休日の部活動については、基本的には原則全ての部活動を地域展開するということで、本県におきましても推進計画を策定し、そのような形で進めていくというところであります。具体的には、まだまだ市町村の方で進捗の差がありますので、県としましても説明会や研修会あるいはシンポジウムやフォーラムを開く等により周知を図っていく。それから各市町村で検討会議を行いますので、そこに県の総括コーディネーターあるいは県の担当者が赴き、市町村の進捗が進むように指導助言をしていきたいと考えております。さらに部活動指導員の配置につきましては、教職員の負担軽減等にも繋がりますので、更に増員していけるように取り組んでいきたいと考えております。

○大城委員 わかりました。本県教員の時間外勤務は令和 5 年度から改善傾向にあるものの、目標達成には一層の働き方改革が必要です。特に市町村立中学校と県立高校では、長時間勤務の主な要因として、部活動指導が挙げられます。国が令和 8 年度からの 6 年間で改革実行期間とし、部活動の地域展開を進める中での本補正予算計上は適切な対応と捉えます。また、こうした国の方針と本県の働き方改革推進計画を踏まえ、部活動の地域展開を基本に、学校・地域・保護者及び関係団体等と丁寧で共有し、その推進を図ることが重要です。

その上で、所管課はもとより庁内全課が、計画の最終年度である令和8年度を着実な前進を実感する年とできるよう、取組を一層進めていただきたいと思います。

報告事項2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「工事請負契約について」に対する意見）

【説明（施設課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「工事請負契約について」に対する意見）について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○特になし

報告事項3 沖縄県公立学校における働き方改革推進計画に係る成果指標1及び成果指標2の令和7年度集計結果について

【説明（働き方改革推進課長）】

沖縄県公立学校における働き方改革推進計画に係る成果指標1及び成果指標2の令和7年度集計結果について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○辻上委員 2点お願いいたします。1つ目は集計結果について、6ページの成果指標2で、働き方改革の成果や課題を検証する上で、調査の回答率そのものも重要な指標だと考えます。県立学校で100%を達成していることは、当然といえば当然ですが、やはり素晴らしいです。また、回答が得られていない学校ほど、課題を抱えている可能性も否定できません。市町村教育委員会とも連携しながら、管理職ですから、100%に近い回答率を目指していただきたいと思います。2つ目は7ページでございます。管理職と教職員の認識ギャップについてです。統計上は、時間外勤務の縮減など一定の成果が見られる一方で、教職員アンケートでは必ずしも、改善を実感できていないという声も見受けられます。課長の報告の中にもありましたとおり、管理職と教職員の認識のギャップを埋めるため、勤務実態の共有や対話の機会を充実させ、現場の声を丁寧に施策へ反映していただきたいと思います。現在されております、成果が出ている学校の実践事例を横展開して管理職同士が学び合うといったことの促進や、学校ごとに何が負担になっているのかを定期的に話し合う場を設けるなど、継続して、現場の声をより一層、反映させていただきたいと考えております。

○小濱委員 成果指標1の集計結果について、令和6年に比べて、改善しているというのは、よくわかりました。その中で、2番の個人の裁量ある時間の確保ができているという項目について、まだ十分な満足を得られていない。また、4番の専門性を発揮するための研修や教材研究が充実しているという項目について、これは専門性を活かすということで教員としてのやりがいに繋がることだと思います。こちらの2つが、低めに出ているということは、色々検討する余地があると思いました。

○教育長 課長、最後に何かありますか。

○働き方改革推進課長 委員の皆様の貴重なご意見を受け、教職員の働きがいの実感の向上に向けて頑張りたいと思います。引き続き、学校における働き方改革に関するご理解とご助言をよろしくお願いします。

報告事項４ 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例」等に対する意見）

【説明（義務教育課長）】

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「児童福祉法に基づく地域限定保育士試験実施方法書の認定に伴う関係条例の整備に関する条例」等に対する意見）について、資料に基づき報告を行った。

【質疑等】

○特になし

(7) 議案審議

議案第１号 令和９年度に使用する教科用図書の採択基本方針について

【説明（義務教育課長）】

令和９年度に使用する教科用図書の採択基本方針について、資料に基づき説明を行った。

【質疑等】

○大城委員 昨年度の基本方針では採択の方法について、これまで一般図書に触れていなかったことから、実態に応じて一般図書を採択することも検討する旨を追記されました。今回も採択方法に関連して、２点伺います。１点目は令和８年度の採択方針と異なる内容とする箇所について、２点目は小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が、同じ学校の通常学級で学ぶ教科がある場合の教科書の採択方法についてです。これらの点につきまして、各学級での指導状況も含めてご助言いただけますと幸いです。

○義務教育課長 １点目について、根拠法令や基本的な採択基準の枠組みに大きな変更はありませんが、33 ページの下段、１（１）②イの知的障害者を教育する特別支援学校の小学部の生活の教科について、昨年度までは社会、理科、家庭に加えて保健が入っていましたが、保健は体育で扱うため、削除したというのが昨年度と違う点でございます。２点目、小・中学校において特別支援学級に在籍する児童生徒が通常学級で学ぶ場合について、特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、情緒学級に在籍している児童生徒は知的な発達の遅れはないため、交流学級と同じ教科書を使用しております。知的学級に在籍している児童生徒については、交流学級での授業参加は運動活動や交流活動のある学習が主であり、教科書を使用する学習は特別支援学級で行うため、児童生徒の実態に応じて採択された教科書を使用しております。

○大城委員 わかりました。採択方針を定める意義は、障害の状態を適切に把握し、児童生徒一人一人の実態に応じて最も適切な教科書を採択するとともに、専門性の高い教師によるきめ細かな学習指導の工夫や改善に繋げることにあります。そのためには教師の専門性の確保と、研修、教材研究の一層の充実が欠かせません。併せて、多様な特性を持つ子どもが一つの教室や在籍学級で学ぶ仕組みが、次期学習指導要領の改定に向けて議論されています。所管課におかれては、適切な教科用図書や教材の選定と本事業の推進に加え、学習指導の工夫や専門性向上を通して、特別支援教育の一層の充実を図っていただくことを期待します。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

- (8) その他
特になし

- (9) 閉会
半嶺教育長が閉会を宣言した。